

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

中期目標に定められた業務について、中期計画に沿った年度計画が順調に達成され独立行政法人評価委員会による平成21年度の総合評価がA評価であったこと等を踏まえ、役員報酬の増減は行わなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

- | | |
|-------|--|
| 理事長 | (1) 俸給月額を引き下げ。(△0.2%)
(2) 期末特別手当の年間支給月数を引き下げ。
(△0.25月分 3.1月分→2.85月分)
(3) 平成22年4月より地域手当の支給割合を引き上げ。
(つくば:10%→12%等) |
| 副理事長 | |
| 理事 | |
| 監事 | |
| 非常勤役員 | 基準の改定は行わなかった。 |

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
理事長	17,776	11,884	4,466	1,426 (地域手当)			※
副理事長	16,394	11,020	2,832	1,983 (地域手当) 559 (通勤手当)	4月1日		
A理事	15,816	10,072	3,807	1,316 (地域手当) 621 (通勤手当)			◇
B理事	14,865	9,376	3,682	1,688 (地域手当) 119 (通勤手当)			◇
C理事	14,725	9,376	3,545	1,182 (地域手当) 622 (通勤手当)			◇
D理事	15,089	10,072	3,785	1,208 (地域手当) 24 (通勤手当)			※
E理事	16,212	10,072	3,927	1,712 (地域手当) 501 (通勤手当)	4月1日		◇
F理事	12,855	9,376	2,305	1,125 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
G理事	14,036	9,376	3,523	1,125 (地域手当) 12 (通勤手当)		3月31日	※
H理事	12,855	9,376	2,305	1,125 (地域手当) 49 (通勤手当)	4月1日		※
I理事	15,222	9,376	3,682	1,688 (地域手当) 476 (通勤手当)			※
J理事	14,024	9,376	3,523	1,125 (地域手当)			※

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
A監事	千円 13,593	千円 8,704	千円 3,271	千円 1,044 (地域手当) 574 (通勤手当)			
B監事	千円 13,304	千円 8,704	千円 3,271	千円 1,044 (地域手当) 285 (通勤手当)			◇
C監事	千円 12,548	千円 8,704	千円 2,140	千円 1,044 (地域手当) 660 (通勤手当)	4月1日		

注1:「前職」欄の記号は、役員の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

注2:「地域手当」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
		年	月				
理事A	千円 5,148	4	0	H21.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	※
理事B	千円 1,176	1	0	H21.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	※
理事C	千円 2,352	2	0	H21.3.31	1.0	独立行政法人評価委員会による業績評価の結果、年度計画に基づいて適切に業務が行われていたとされ、基本業績勘案率1.0を加減算するには至らないとの決定がなされた。	※

注1:業績勘案率は、農林水産省独立行政法人評価委員会が、0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定している。

注2:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入している。

注3:「前職」欄の記号は、退職者の役員時の前職の種類別に、「*」は退職公務員、「◇」は役員出向者、「※」は独立行政法人等の退職者、「*※」は退職公務員でその後独立行政法人等の退職者であり、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における職員の人事に関する計画に基づき、人員の適正な配置及び合理化を行い、中期計画の人件費の見積りの範囲内で人件費の管理を行っている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、業務の実績及び中期計画の人件費の見積りその他の事情を考慮し決定を行っている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績等に応じて、昇給や勤勉手当の成績率の決定を行っている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給：昇給	勤務成績が適切に反映されるよう職員を初任層と中間層及び管理職層に区分し、さらにそれぞれの職員層ごとに、5段階(A～E)の昇給区分に応じた昇給号俸数を設定し、毎年1月1日に前年1年間の勤務成績を判定し昇給させる。 さらに、研究職員俸給表の適用職員にあっては、顕著な研究業績を挙げたと認められる場合等には、特別な昇給を実施することができる。
賞与：勤勉手当 (査定分)	職員の勤務成績に応じ、135/100(特定管理職員にあっては、175/100)を超えない範囲内において成績率を決定し、俸給等の月額にこれに乗ずること等により勤勉手当を支給する。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

- (1) 俸給月額を引き下げ。
(平均改定率△0.1%、若年層改定なし、管理職層及び指定職員△0.2%)
- (2) 55歳を超える特定職員の給与の減額措置。
55歳を超える特定職員(一般職員俸給表6級以上、研究職俸給表5級以上の職員のうち最低号俸以外の者)の俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額。(△1.5%)
- (3) 期末・勤勉手当の年間支給月数を引き下げ。
(△0.2月分 4.15月分→3.95月分)
- (4) 平成22年4月1日より地域手当の支給割合を引き上げ。
(つくば:10%→12%等)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区 分	人 員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常 勤 職 員	2,323	45.0	7,405	5,621	62	1,784
事務・技術	536	43.9	6,420	4,819	78	1,601
研究職種	1,301	45.5	8,557	6,529	54	2,028
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
技術専門職員	479	44.9	5,291	3,986	62	1,305
指定職員	7	57.8	13,583	10,274	94	3,309

注1:「技術専門職員」とは、試験圃場管理、実験動物管理、その他庁務及びこれらに準ずる専門的業務に従事する職種を示す。

注2:「指定職員」とは、研究所長等のうち理事長が定める官職を占める職員を示す。

注3:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

在 外 職 員	該当者なし					
---------	-------	--	--	--	--	--

任 期 付 職 員	42	35.7	5,964	4,723	50	1,241
事務・技術	該当者なし					
研究職種	41	34.9	5,788	4,599	51	1,189
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
大学校長	1	-	-	-	-	-

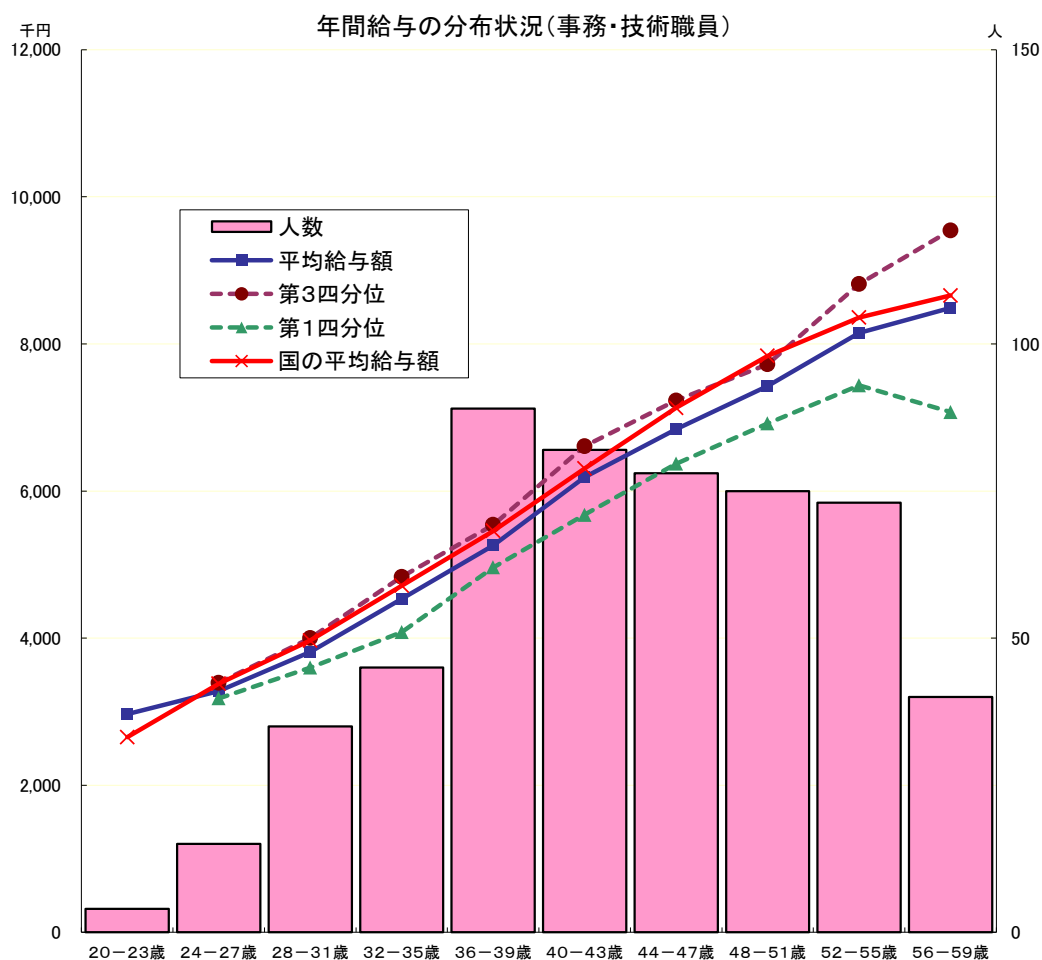
注:「大学校長」については、該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されてしまうおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

区 分	人 員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総 額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人 124	歳 42.1	千円 3,694	千円 3,694	千円 104	千円 0
事務・技術	人 29	歳 46.9	千円 2,039	千円 2,039	千円 98	千円 0
研究職種	人 21	歳 50.3	千円 3,983	千円 3,983	千円 189	千円 0
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
委託費等雇用職員	人 74	歳 38.0	千円 4,261	千円 4,261	千円 83	千円 0

注:「委託費等雇用職員」とは、委託費等から給与を支給している非常勤職員を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

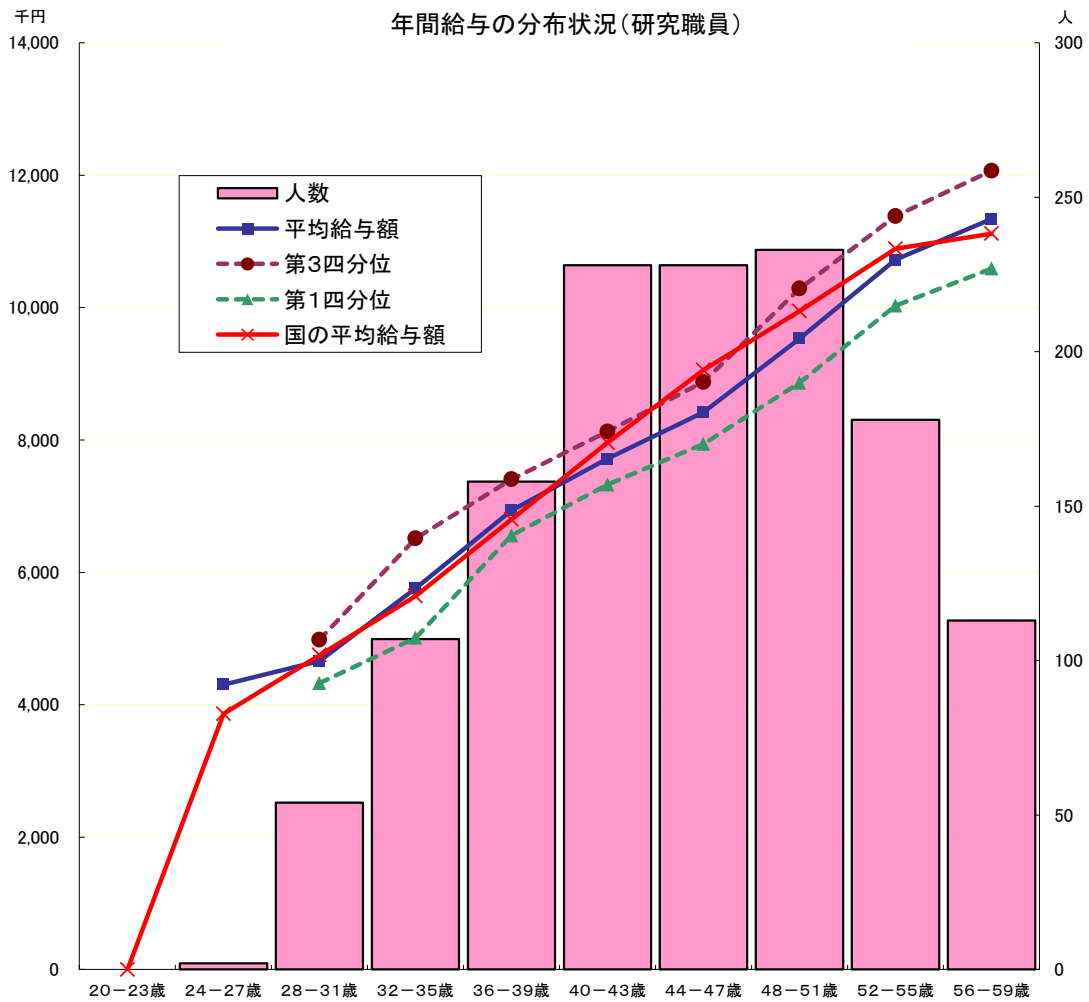


注: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

・年齢が、20-23歳の区分の該当者は、4人以下のため、第1・第3四分位折れ線を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
部長	12	56.6	9,720	10,912	11,613
本部課長	5	54.1	8,897	9,199	9,422
地方課長	52	54.6	8,081	8,718	9,195
課長補佐	109	51.2	7,070	7,434	7,791
係長	291	41.7	5,217	5,884	6,608
本部係員	17	28.7	3,254	3,624	3,749
地方係員	50	30.3	3,421	3,694	3,941



注1:年齢が、24-27歳の区分の該当者は、2人以下のため、第1・第3四分位折れ線を表示していない。また、平均額を示す点を表示していない。

注2:年齢20-23歳には当法人に該当者はいない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ°	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
研究部長	94	55.5	11,360	11,792	12,234
本部研究課長	3	49.5	-	9,438	-
地方研究課長	422	51.1	9,026	9,894	10,654
主任研究員	647	43.0	7,108	7,847	8,412
研究員	135	32.5	4,578	4,980	5,247

注:本部研究課長4人以下のため、第1・第3四分位を記載しない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員		係長・同相当職		課長・	
		課長補佐・同相当職					
人員(割合)	536人	14人 (2.6%)	53人 (9.9%)	177人 (33.0%)	159人 (29.7%)	71人 (13.2%)	48人 (9.0%)
年齢(最高～最低)		29歳	41歳	51歳	59歳	59歳	59歳
		21歳	27歳	30歳	41歳	45歳	42歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,545千円	4,068千円	5,934千円	6,861千円	7,061千円	7,611千円
		2,033千円	2,318千円	2,764千円	4,200千円	4,928千円	5,495千円
年間給与額(最高～最低)		3,392千円	5,179千円	7,453千円	8,718千円	9,068千円	9,879千円
		2,686千円	3,070千円	3,632千円	5,580千円	6,740千円	7,386千円

	7級	8級	9級	10級
同相当職	部長・同相当職			
人員(割合)	8人 (1.5%)	5人 (0.9%)	1人 (0.2%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)	59歳	58歳	—	—
	49歳	53歳	—	—
所定内給与年額(最高～最低)	8,256千円	8,960千円	—	—
	7,110千円	7,606千円	—	—
年間給与額(最高～最低)	10,870千円	12,064千円	—	—
	9,422千円	10,371千円	—	—

注：9級における該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	研究課長・室長・主任研究員・同相当職		研究部長・同相当職	
人員(割合)	1,301人	0人 (%)	135人 (10.4%)	364人 (28.0%)	396人 (30.4%)	406人 (31.2%)	0人 (%)
年齢(最高～最低)		—	38歳	54歳	59歳	59歳	—
		—	27歳	33歳	41歳	46歳	—
所定内給与年額(最高～最低)		—	5,042千円	7,377千円	7,922千円	9,857千円	—
		—	2,823千円	4,554千円	5,591千円	6,784千円	—
年間給与額(最高～最低)		—	6,507千円	9,658千円	10,146千円	13,403千円	—
		—	3,722千円	5,947千円	7,249千円	8,868千円	—

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	54.9%	58.6%	56.7%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	45.1%	41.4%	43.3%
	最高～最低	49.0～39.0%	46.4～31.4%	45.9～35.3%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.8%	67.0%	65.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.2%	33.0%	34.6%
	最高～最低	43.7～27.7%	41.1～28.8%	38.2～29.0%

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	55.6%	58.9%	57.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	44.4%	41.1%	42.8%
	最高～最低	52.7～33.3%	49.5～30.7%	49.2～33.0%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	63.7%	67.0%	65.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.3%	33.0%	34.6%
	最高～最低	48.6～32.6%	43.2～29.1%	45.8～31.0%

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

96.7

対他法人(事務・技術職員)

91.6

(研究職員)

対国家公務員(研究職)

97.6

対他法人(研究職員)

97.3

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員指数 96.7		
	参考	地域勘案	100.1
		学歴勘案	99.3
		地域・学歴勘案	100.8
給与水準の適切性の 検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 98.5% (国からの財政支出額 57,176百万円、 支出予算の総額 58,060百万円 : 平成22年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は、国からの財政支出である運営費交付金、施設整備費補助金、受託収入等で運営されており、総額に占める国からの財政支出割合が高くなっている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>		
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 29,196百万円(平成21年度決算)</p> <p>【検証結果】 民間研究促進業務勘定の累積欠損金1,881百万円は、政府出資金を財源として民間会社へ研究委託を行う事業であるため一時的に発生したものであり、研究終了後、商品化による売上納付金で欠損金を解消することとなっている。 特例業務勘定の累積欠損金27,315百万円は、平成17年度まで実施されていた出資事業(政府出資金を財源として民間会社と共同で設立した研究子会社で研究を進める事業)において、子会社が出資金を財源として研究を行っていたことから発生したものである。特例業務については、平成27年度末を期限として研究子会社の株式の処分を進めることが法定されており、これまで順調に株式の処分を進めている。 当法人の職員給与規程は、国家公務員の職員給与を規定している「一般職の職員の給与に関する法律」等に準拠して規定しており、給与水準は国家公務員と同水準であり、適切性を確保している。</p>		

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給し、適正な水準とすることを要請することとする。

○研究職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員指数 97.6		
	参考	地域勘案	105.7
		学歴勘案	96.8
		地域・学歴勘案	103.3

・主務大臣の検証結果

国家公務員より低い水準であり、問題ないと考えている。なお、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について、厳しく検証した上で、引き続き国家公務員に準拠した給与規程に基づき支給し、適正な水準とすることを要請することとする。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年 度)	前年度 (平成21年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 21,702,345	千円 21,989,353	千円 (%) △ 287,008 (△ 1.3)	千円 (%) △ 1,286,431 (△ 5.6)
退職手当支給額 (B)	千円 1,970,944	千円 2,481,123	千円 (%) △ 510,179 (△ 20.6)	千円 (%) △ 504,113 (△ 20.4)
非常勤役員等給与 (C)	千円 3,185,323	千円 3,160,523	千円 (%) 24,800 (0.8)	千円 (%) 430,860 (15.6)
福利厚生費 (D)	千円 3,290,986	千円 3,239,910	千円 (%) 51,076 (1.6)	千円 (%) 41,197 (1.3)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 30,149,598	千円 30,870,909	千円 (%) △ 721,311 (△ 2.3)	千円 (%) △ 1,318,487 (△ 4.2)

注:非常勤役員等給与について、財務諸表附属明細書「役員及び職員の給与明細」の非常勤職員給与には、人材派遣会社等からの人材派遣サービスの経費が計上されていないため本表とは一致しない。

総人件費について参考となる事項

・給与、報酬等支給総額の対前年度比は△1.3%であり、要因としては常勤職員数の減少と給与の減額改定によるものである。

また、最広義人件費については、対前年比△2.3%となったが、上記の要因に加えて、退職手当が減少(対前年比△20.6%)となったものの、非常勤職員数の増加による非常勤役員等給与の増加(対前年比+0.8%)と法定福利費の増加(対前年比+1.6%)によるものである。

・「行政改革の重要方針」による人件費削減の取組の状況

① 主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組

人件費については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を、平成23年度も引き続き着実に実施するとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として給与体系の見直しを進める。

② 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

人件費については、行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)を踏まえ、平成18年度からの5年度間において、5%以上の削減(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)の取組を平成23年度も引き続き着実に実施し、平成23年度において、平成17年度と比較して、研究所全体の人件費(退職金及び福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)を除く。また、人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)について6%以上の削減を行うとともに、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、「政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに、今後進められる独立行政法人制度の抜本見直しの一環として、役職員の給与について必要な見直しを進める。

③ 人件費削減の取組の進捗状況

年度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等 支給総額	千円 23,135,042	千円 22,745,270	千円 22,646,060	千円 22,319,616	千円 21,441,903	千円 21,100,435
人件費削減率		△ 1.7	△ 2.1	△ 3.5	△ 7.3	△ 8.8
人件費削減率 (補正值)		△ 1.7	△ 2.8	△ 4.2	△ 5.6	△ 5.6

注1：基準年度(平成17年度)相当額については、それぞれ統合前の独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品総合研究所及び独立行政法人農業者大学校の支出額を集計した。

注2：「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。(行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、平成18年0%、平成19年0.7%、平成20年0%、平成21年△2.4%、平成22年△1.5%)

注3：運営交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除くこととしたことに伴い、Ⅲ表(総人件費について)の当年度(平成22年度)及び前年度(平成21年度)の「給与、報酬等支給総額(A)」と削減対象人件費の金額(③)は異なる。なお、同様の考えにより、平成19年度以前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)が変更となった。変更前の基準年度は23,410,973千円、平成18年度は22,988,776千円、平成19年度は22,979,049千円である。

・主務大臣の検証結果

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成18年度から5年間で総人件費を17年度比で5%以上削減する目標に対し、5.6%の削減を行い目標を達成したところであるが、引き続き総人件費の抑制に努めるよう要請することとする。

IV 法人が必要と認める事項

特になし